

第48号議案

八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年2月24日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第13章（略） 第14章 雑則（第266条・ 第267条 ） 附則 （指定介護予防サービスの事業の一般原則） 第3条（略） 2（略） 3 指定介護予防サービス事業者は、 利用者	目次 第1章～第13章（略） 第14章 雑則（第266条） 附則 （指定介護予防サービスの事業の一般原則） 第3条（略） 2（略） 3 指定介護予防サービス事業者は、 利用者

の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4～6 (略)

7 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(運営規程)

第52条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項
(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第52条の2 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業員の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修（以下「外部研修」という。）その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第52条の2の2 指定介護予防訪問入浴介

への虐待の防止及び早期発見のため、訪問介護員等に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

4～6 (略)

(運営規程)

第52条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第52条の2 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業員の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修（以下「外部研修」という。）その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第54条の2 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第54条の3 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による

(衛生管理等)

第54条の2 (略)

2 (略)

2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第54条の8 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第54条の9の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(運営規程)

第67条 指定介護予防訪問看護事業者は、各指定介護予防訪問看護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第67条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介

(地域との連携)

第54条の8 (略)

(運営規程)

第67条 指定介護予防訪問看護事業者は、各指定介護予防訪問看護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第74条 第51条、第52条の2の2から第52条の4まで、第52条の6から第52条の8まで、第52条の10から第52条の14まで、第53条の2、第53条の3及び第54条の2から第54条の10までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第52条の8中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第54条の2第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、各指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(準用)

第84条 第51条、第52条の2の2から第52条の8まで、第52条の10から第52条の14まで、第53条の2、第53条の3、第54条の2から第54条の4まで、第54条の6から第54条の10まで、第67条の2及び第69条の規定は、

(準用)

第74条 第51条、第52条の2から第52条の4まで、第52条の6から第52条の8まで、第52条の10から第52条の14まで、第53条の2、第53条の3及び第54条の2から第54条の10までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第52条の2及び第52条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第52条の8中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第52条の13、第54条の2第1項及び第54条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、各指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(準用)

第84条 第51条、第52条の2から第52条の8まで、第52条の10から第52条の14まで、第53条の2、第53条の3、第54条の2から第54条の4まで、第54条の6から第54条の10まで及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハ

指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第52条の8中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第54条の2第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第67条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第86条 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な取扱いは、第78条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第4条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じること等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。

(2)～(12) (略)

リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第52条の2及び第52条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第52条の8中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第52条の13、第54条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第54条の2第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第54条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第86条 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な取扱いは、第78条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第4条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じること等の方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。

(2)～(12) (略)

2 (略)

(運営規程)

第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、各指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(準用)

第93条 第51条、**第52条の2の2**から第52条の8まで、第52条の11、第52条の13、第52条の14、第53条の2、第53条の3、第54条の2から第54条の4まで、第54条の6から第54条の10、**第67条の2**及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、**これらの規定**中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第52条の8中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第52条の13中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、**第54条の2第2項**中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、**第67条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と**読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第87条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供

2 (略)

(運営規程)

第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、各指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(準用)

第93条 第51条、**第52条の2**から第52条の8まで、第52条の11、第52条の13、第52条の14、第53条の2、第53条の3、第54条の2から第54条の4まで、第54条の6から第54条の10まで及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、**第52条の2及び第52条の3第1項**中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第52条の8中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第52条の13中「**介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と**、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、**第54条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と**、**同条第2項**中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、**第54条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と**読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 (略)

2 薬剤師、**歯科衛生士又は管理栄養士**の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第87条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1)～(3) (略)

に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

(運営規程)

第120条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、各指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する

(4) (略)

(運営規程)

第120条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、各指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する

規程を定めなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第120条の2 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第121条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーシ

規程を定めなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第120条の2 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第121条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

オン事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(非常災害対策)

第121条の2 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(準用)

第123条 第52条の2の2 から第52条の8まで、第52条の10から第52条の12まで、第52条の14、第53条の2、第53条の3、第54条の3、第54条の4、第54条の6から第54条の10まで及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第52条の8中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第133条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(準用)

第142条 第51条、第52条の2の2、第52条の4から第52条の8まで、第52条の10、第52条の11、第52条の14、第53条の2、第53条の3、第54条の3から第54条の10まで (第54

(非常災害対策)

第121条の2 (略)

(準用)

第123条 第52条の3 から第52条の8まで、第52条の10から第52条の12まで、第52条の14、第53条の2、第53条の3、第54条の3、第54条の4、第54条の6から第54条の10まで及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第52条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第52条の8中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第54条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第133条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(準用)

第142条 第51条、第52条の4から第52条の8まで、第52条の10、第52条の11、第52条の14、第53条の2、第53条の3、第54条の3から第54条の10まで、第120条の2、第12

条の8第2項を除く）、第120条の2、第121条及び第121条の2の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第52条の2の2第2項、第54条の3第1項並びに第54条の9の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第120条の2第3項及び第4項並びに第121条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第153条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備のうち、ユニット(居室に限る。)にあっては次に掲げる基準を、その他の設備にあっては市規則で定める基準を満たさなければならない。

(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員(一のユニットにおいて同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第170条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第168条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。))とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者をいう。以下この条及び第158条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則として12人以下とすること。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められる場合は、15人以下とすることができる。

(3) (略)

1条及び第121条の2の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第54条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第120条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第153条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備のうち、ユニット(居室に限る。)にあっては次に掲げる基準を、その他の設備にあっては市規則で定める基準を満たさなければならない。

(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員(一のユニットにおいて同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第170条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第168条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。))とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者をいう。以下この条及び第158条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、12人以下としなければならない。ただし、市規則で定める場合は、この限りでない。

(3) (略)

(4) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第155条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(10) (略)

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

(12) (略)

(勤務体制の確保等)

第156条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第164条の3 第51条、第52条の2の2、第52条の4から第52条の8まで、第52条の10、第52条の11、第52条の14、第53条の2、第53条の3、第54条の3から第54条の10まで（第54条の8第2項を除く。）、第120条

(4) ユニットに属さない居室を改修したもののについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者相互間の視線の遮断を確保すること。

(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第155条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(10) (略)

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第156条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第164条の3 第51条、第52条の4から第52条の8まで、第52条の10、第52条の11、第52条の14、第53条の2、第53条の3、第54条の3から第54条の10まで、第120条の2、第121条、第121条の2、第128条及び

の2、第121条、第121条の2、第128条及び第130条並びに第4節（第142条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、**第52条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」と、第54条の3第1項並びに第54条の9の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第120条の2第3項及び第4項並びに第121条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第135条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第141条第2項第2号中「次条において準用する第52条の14第2項」とあるのは「第52条の14第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第53条の3」とあるのは「第53条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第54条の7第2項」とあるのは「第54条の7第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第54条の9第1項」とあるのは「第54条の9第1項」と読み替えるものとする。**

（準用）

第171条 第51条、**第52条の2の2**、第52条の4から第52条の8まで、第52条の11、第52条の14、第53条の2、第53条の3、第54条の3から第54条の10まで（**第54条の7第4項及び第54条の8第2項を除く。**）、第120条の2、第121条、第121条の2及び第128条並びに第4節（第136条第1項及び第142条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第52条の14第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第53条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定

第130条並びに第4節（第142条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第54条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「**共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」と、第120条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第135条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第141条第2項第2号中「次条において準用する第52条の14第2項」とあるのは「第52条の14第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第53条の3」とあるのは「第53条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第54条の7第2項」とあるのは「第54条の7第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第54条の9第1項」とあるのは「第54条の9第1項」と読み替えるものとする。**

（準用）

第171条 第51条、第52条の4から第52条の8まで、第52条の11、第52条の14、第53条の2、第53条の3、第54条の3から**第54条の6まで、第54条の7（第4項を除く。）、第54条の8から**第54条の10まで、第120条の2、第121条、第121条の2及び第128条並びに第4節（第136条第1項及び第142条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第52条の14第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第53条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護

介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、**第52条の2の2第2項**、第54条の3第1項**並びに第54条の9の2第1号及び第3号**中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第120条の2第3項**及び第4項**、**第121条第2項第1号及び第3号**中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第141条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第171条」と、第144条中「第128条」とあるのは「第171条において準用する第128条」と、「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第148条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(準用)

第181条 第51条、**第52条の2の2**、第52条の4から第52条の8まで、第52条の10、第52条の11、第52条の14、第53条の2、第53条の3、第54条の3、第54条の4、第54条の6から第54条の10まで**(第54条の8第2項を除く。)**、第120条の2、第121条、第121条の2、第134条第2項、第135条及び第140条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、**第52条の2の2第2項**、第54条の3第1項**並びに第54条の9の2第1号及び第3号**中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第120条の2第3項**及び第4項並びに第**

予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第54条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第120条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第141条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第171条」と、第144条中「第128条」とあるのは「第171条において準用する第128条」と、「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第148条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(準用)

第181条 第51条、第52条の4から第52条の8まで、第52条の10、第52条の11、第52条の14、第53条の2、第53条の3、第54条の3、第54条の4、第54条の6から第54条の10まで、第120条の2、第121条、第121条の2、第134条第2項、第135条及び第140条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第54条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第120条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第135条第1項中「介護予防短期入

121条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第135条第1項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第193条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。**その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。**

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第206条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、各指定介護予防特定施設において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければ

所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第193条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第206条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、各指定介護予防特定施設において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければ

ばならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(身体的拘束等の禁止)

第212条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 **(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)** を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(勤務体制の確保等)

第213条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。**その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)** に対し、**認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。**

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第217条 第51条、**第52条の2の2、** 第52条の6、第52条の7、第53条の2、第53条の3、第54条、**第54条の3から** 第54条の10**まで(第54条の8**

ばならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(身体的拘束等の禁止)

第212条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(勤務体制の確保等)

第213条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第217条 第51条、第52条の6、第52条の7、第53条の2、第53条の3、第54条、**第54条の3第1項、第54条の4から第54条の7まで、第54条の**

第2項を除く。）、第121条及び第121条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、**第52条の2の2第2項、第54条、第54条の3第1項並びに第54条の9の2第1号及び第3号**中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、**第121条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と**読み替えるものとする。

(運営規程)

第230条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、各指定介護予防特定施設において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(10) (略)

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

(12) (略)

(準用)

第234条 第51条、**第52条の2の2、第52条の6、第52条の7、第53条の2、第53条の3、第54条、第54条の3から第54条の10まで（第54条の8第2項を除く。）、**第121条、第121条の2、第207条、第209条及び第211条から第215条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、**第52条の2の2第2項、第54条並びに第54条の9の2第1号及び第3号**中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第54条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第54条の5中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、**第121条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、**第209条中「サービス」とあるのは「基本サービス」と、第213条中「適切な指定介護予

9、第54条の10、第121条及び第121条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第54条及び第54条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第230条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、各指定介護予防特定施設において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(10) (略)

(11) (略)

(準用)

第234条 第51条、第52条の6、第52条の7、第53条の2、第53条の3、第54条、**第54条の3第1項、第54条の4から**第54条の10まで、第121条、第121条の2、第207条、第209条及び第211条から第215条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第54条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第54条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第54条の5中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第209条中「サービス」とあるのは「基本サービス」と、第213条中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第241条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、各指定介護予防福祉用具貸与事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(衛生管理等)

第245条 (略)

2～5 (略)

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示及び目録の備付け)

第246条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 (略)

る。

(運営規程)

第241条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、各指定介護予防福祉用具貸与事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(衛生管理等)

第245条 (略)

2～5 (略)

2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示及び目録の備付け)

第246条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

3 (略)

(準用)

第248条 第51条、第52条の2の2から第52条の14まで、第53条の2、第53条の3、第54条の4から第54条の10まで並びに第120条の2第1項、第2項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第52条の2の2第2項、第52条の3第1項並びに第54条の9の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第52条の5中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第52条の9第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第52条の13中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第52条の14第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第53条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第120条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第253条 第51条、第52条の2の2から第52条の9まで、第52条の11から第52条の14まで、第53条の2、第53条の3、第54条の4から第54条の10まで(第54条の7第4項を除く。)並びに第120条の2第1項、第2項及び第4項並びに第1節、第2節(第238条を除く。)、第3節、第4節(第242条第1項及び第248条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第52条の2の2第2項、第52条の3第1項並びに第54条の9の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第52条の5中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第52条の9第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第52条の13中「介護予防訪問入浴

(準用)

第248条 第51条、第52条の3から第52条の14まで、第53条の2、第53条の3、第54条の4から第54条の10まで並びに第120条の2第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第52条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第52条の5中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第52条の9第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第52条の13中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第52条の14第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第53条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第120条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第253条 第51条、第52条の3から第52条の9まで、第52条の11から第52条の14まで、第53条の2、第53条の3、第54条の4から第54条の6まで、第54条の7(第4項を除く。)、第54条の8から第54条の10まで、第120条の2第1項及び第2項並びに第1節、第2節(第238条を除く。)、第3節、第4節(第242条第1項及び第248条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第52条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第52条の5中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第52条の9第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第52条の13中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第52条

介護従業者」とあるのは「従業者」と、第52条の14第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第53条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第120条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、**同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と**、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第262条 第51条、**第52条の2の2**、第52条の3から第52条の9まで、第52条の11から第52条の13まで、第53条の3、第54条の2、第54条の4から第54条の10まで、第120条の2第1項、**第2項及び第4項**、第241条、第243条、第244条並びに第246条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、**第52条の2の2第2項**、第52条の3第1項、**第54条の2第3項第1号及び第3号並びに第54条の9の2第1号及び第3号**中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第52条の5中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と、第52条の9第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第52条の13中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第54条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第120条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、**同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるの**

の14第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第53条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第120条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第262条 第51条、第52条の3から第52条の9まで、第52条の11から第52条の13まで、第53条の3、第54条の2、第54条の4から第54条の10まで、第120条の2第1項**及び第2項**、第241条、第243条、第244条並びに第246条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第52条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第52条の5中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目等」と、第52条の9第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第52条の13中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第54条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第120条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第241条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第243条第1項中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、同条第2項中「指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「指定特定

は「福祉用具専門相談員」と、第241条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第243条第1項中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、同条第2項中「指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売」と、第244条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第246条第2項中「福祉用具の」とあるのは「特定介護予防福祉用具の」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第266条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第52条の6（第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（第159条において準用する場合を含む。）、第164の3条、第171条、第181条（第196条において準用する場合を含む。）、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。）及び第209条（第234条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的な方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

介護予防福祉用具販売」と、第244条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第246条第2項中「福祉用具の」とあるのは「特定介護予防福祉用具の」と読み替えるものとする。

(委任)
第267条 (略)

(委任)
第266条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第52条（新条例第62条において準用する場合を含む。）、第67条、第81条、第90条、第120条、第133条（新条例第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。）、第155条、第175条、第192条、第206条、第230条及び第241条（新条例第253条及び第262条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新条例第54条の9の2（第3号に係る部分を除く。）

（新条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（新条例第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（新条例第196条において準用する場合を含む。）、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第52条の2第3項（新条例第62条において準用する場合を含む。）、第120条の2第3項（新条例第142条、第164条の3、第171条及び第181条において準用する場合を含む。）、第156条第4項、第193条第4項及び第21

3条第4項（新条例第234条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第52条の2の2（新条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（新条例第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（新条例第196条において準用する場合を含む。）、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第52条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第54条の2第3項（新条例第62条、第74条、第84条、第93条及び第262条において準用する場合を含む。）、第121条第2項（新条例第142条（新条例第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（新条例第196条において準用する場合を含む。）、第217条及び第234条において準用する場合を含む。）及び第245条第6項（新条例第253条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この条例による改正前の八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第153条第4項第4号の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

